**成人年齢引き下げと参政権**

文責：恩田、佐藤、古川

Ⅰ　関連知識の整理

１、憲法改正の流れ

(1)法改正の国民への提案

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付される。両院それぞれの本会議にて３分の２以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされる。

(2)「国民の承認」

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の２分の１を超えた場合は、国民の承認があったものとなる。

（ただし、憲法を改正するところが複数ある場合、憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることになる。）

引用：総務省

２、憲法改正の「国民投票」とは

この憲法改正について、民意を問う「国民投票」について定めた法律が「憲法改正国民投票法」で、平成１９年５月１８日に公布、平成２２年５月１８日から施行された。そして、その一部を改正する法律が、平成２６年６月２０日に公布・施行された。

○憲法

第十五条

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第九十六条　この**憲法の改正**は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを**発議**し、国民に提案してその**承認**を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（改正後）

（趣旨）

第一条　この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

（国民投票の期日）

第二条　国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし国民に提案したものとされる日をいう第百条の二において同じ）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

２ 内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。

３ 中央選挙管理会は、前項の通知があったときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならない。

（投票権）

第三条　日本国民で**年齢満十八年以上の者**は、国民投票の投票権を有する。

附　則（平成二六年六月二〇日法律第七五号）

（経過措置）

第二項　この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

（法制上の措置）

第三項　国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(1)国民投票の**投票権年齢**

・改正法の施行後４年を経過するまでの間（平成３０年６月２０日）にその期日がある国民投票においては、**満２０年以上の者**がと投票権を有する。

・改正法の施行後４年を経過した日（平成３０年６月２１日）以後にその期日がある国民投票においては、**満１８年以上の者**が投票権を有する。

(2)その他法令の**年齢条項**との関係

現在のところ、公職選挙法において選挙権を有する年齢は**２０歳**となっている。このままであると、改正法の施行後４年（平成３０年６月２１日）以降、年齢満１８年以上満２０年未満の者は国民投票において投票権を持つ一方で、国政選挙においては投票権を持たないということになる。また、現時点で民法において「成年」とされる年齢、少年法で「成人」とされる年齢も**２０歳**であるとされている。

国はこれらの事情を踏まえ、この法律の施行後速やかに、「公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、『必要な法制上の措置』を講ずる」としている。

○公職選挙法

第九条　日本国民で**年齢満二十年以上の者**は、衆議院議員及び参議院議員の**選挙権を有する。**

２ 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

○民法

（成年）

第四条**年齢二十歳をもって、成年**とする。

（未成年者の法律行為）

第五条未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

２ 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

（親権者）

第八百十八条成年に達しない子は、父母の親権に服する。

○少年法

（少年、成人、保護者）

第二条この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい**「成人」とは、満二十歳以上の者**をいう。

２ この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

Ⅱ、諸外国の各種法定年齢

1.アメリカ

(1)選挙権年齢･･･18歳

近代アメリカでは連邦制を採っていたため、州の選挙制度は州が規定する事項であった。また選挙権年齢について、1940年代までは各州とも21歳と定めていたが、ベトナム戦争の徴兵が18歳以上21歳未満の者にも適用されることと並行して選挙権年齢引き下げの主張が各地で強まり、1970年に投票権法の改正案が出た。しかし、州レベルの選挙権年齢については、州が規定する事項であり、連邦法で規定することは違憲であると当時の連邦最高裁判所は判断した。その後1971年7月に合衆国憲法修正第26条が成立し、選挙権年齢は連邦だけでなく州及び地方選挙も一律に18歳となった。

(2)成人年齢･･･州ごとに異なるが9割方の州で18歳

成人年齢も、州法が規定する事項である。従来のコモンロー上では21歳であったが、選挙権年齢引き下げに伴い、多くの州で引き下げられた。

2003年次の資料によると、45州とコロンビア特別区が18歳、2州が19歳、3州が21歳としている。

2.イギリス

(1)選挙権年齢･･･18歳

イギリスでは21歳であった選挙権年齢を、1967年に成人年齢を18歳に引き下げる答申が出たことを背景に、1968年に政府で議論され、1969年に18歳に引き下げる法(国民代表法、家族法改正法)が制定された。

(2)成人年齢･･･18歳

当時コモンローによって21歳とされていた成人年齢が何歳が妥当であるかを諮問するために、1965年に委員会を設置した。その後2年間の審議を経て、政府へ18歳の妥当性を主張する答申を出した。この議論の背景には、青少年の無責任を療治する一手段として実効性があるという考え方が存在した。

3.ドイツ

(1)選挙権年齢･･･18歳(16歳)

兵役義務が18歳からなのに対して、選挙権年齢が21歳なのは不公平であるという主張を機に、1970年に選挙権年齢が18歳に引き下げられている。また一部の州では、地方選挙の選挙権年齢が16歳に引き下げられている。

(2)成人年齢･･･18歳

選挙権年齢の引き下げや先行するヨーロッパ諸国の成人年齢引き下げの議論とも関連して、1974年に21歳から18歳に引き下げられた。

4.ロシア

(1)選挙権年齢･･･18歳

旧ソ連の選挙権年齢は、1936年制定の憲法において18歳と規定された。現在のロシアでも下院選挙が行われる度に下院議員選挙法の改正を繰り返してきたが、選挙権年齢は一貫して18歳のままである。

(2)成人年齢･･･18歳

1922年のロシア共和国民法により、18歳と規定されていた。現在のロシア憲法では第60条で「ロシア連邦の市民は、18歳から独立して完全にその権利を行使し、義務を遂行することができる。」と規定しており、ロシア民法も同様にして、18歳に達したときに初めて民事上の完全責任能力を取得すると規定している。

5.韓国

(1)選挙権年齢･･･19歳

2005年に選挙権年齢を20歳から19歳に引き下げる法案が成立、また、2007年には国民投票年齢を20歳から19歳に引き下げる法案も成立した。

(2)成人年齢･･･20歳

2004年に選挙権年齢と同様に19歳に引き下げる法案が提出さてたが、成立はしていない。

6.ニュージーランド

(1)選挙権年齢･･･18歳

選挙権年齢は兵役の義務と連動して考えられ、1969年に21歳から20歳に、1974年には20歳から18歳に引き下げられた。

(2)成人年齢･･･20歳

選挙権年齢と異なっているが、この20歳という規定は、各個別法に定義がない場合に適用されるものであり、個別法で成人年齢を18歳としている例も多く見られる。

7.フランス

(1)選挙権年齢･･･18歳

(2)成人年齢･･･18歳

1974年に成人年齢、選挙権年齢ともに21歳から18歳に引き下げている。当時の背景として、大統領選挙において18歳から21歳までの年齢の人口が200万人程度いたことや、当時の大統領当選前に青年の政治参加を公約していたことにならい、法律成立にいたっている。

8.イタリア

(1)選挙権年齢･･･18歳

(2)成人年齢･･･18歳

1975年に成人年齢、選挙権年齢ともに18歳に引き下げている。なお、二院制国家であるイタリアでは、上院の選挙権年齢は25歳としている。

9.カナダ

(1)選挙権年齢･･･18歳

1944年頃から州選挙での選挙権年齢引き下げが始まり、連邦レベルでは1970年に18歳に引き下げられた。

(2)成人年齢･･･18歳、19歳

州法が規定する事項であるため、州ごとに異なる。

Ⅲ　成人年齢引き下げに対する賛成・反対意見

１．国民投票法における規定の背景

A 社会的な側面

国民投票法においてなぜ投票の最低年齢を18歳としたのか。理由を以下の3つに挙げる。

（1）若者の政治参加を促す

国民投票法案提出の際、最低年齢を18歳として提案した民主党は「政治における市民参加の拡大を図ると同時に、若者の社会参加を促進する第一歩」として、成人年齢引き下げの理由を挙げている。つまり、投票年齢を引き下げることでより若者の意見が国政に反映されやすくなることで若者の政治に対する関心が高まると同時に、若者に対しても「大人」として社会参加する自覚を促すということである。

(2)現状の18歳に対する取扱い

また、１８歳は経済的自立が可能な年齢であり、現に結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者であること等、社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けており、その実情に合わせるためである。

(3)諸外国との比較

また、諸外国も18歳を成人年齢としていることが多い（前章参照）ので、日本もそうした国際的な事情に合わせるべきといった理由も考えられる。

B 政治的な側面

(1)国民投票法案採決の流れ

国民投票法案採決の際、当初は与党（自民党、公明党）は投票権年齢を20歳以上としていたが、参議院で本案が否決された際に衆議院で再可決できる3分の2以上の議席を持たなかったため、野党、特に最大野党の民主党の賛成を得る必要があった。ところが、民主党は投票権年齢18歳以上を主張したため、与党が歩み寄った形で本案採決がなされた。

(2)民主党の主張理由

　では、なぜ民主党は選挙権年齢18歳以上を主張したのか。

当時、民主党は都市の若者を中心とした支持基盤を持っていたため、選挙権を持つ若者を増やすことで党勢の拡大を図ったものと思われる。

２　成人年齢引き下げへの障壁

　国民投票法が規定している「必要な法律上の措置」とは、公職選挙法の投票年齢の引き下げや民法の成人年齢の引き下げ、少年法の改正など、成人年齢に関するあらゆる法律の検討及び改正を指していると思われる（具体的な説明は条文及び発議者からもない）。しかし、成人年齢が規定してある法律は実に関連する300にものぼるため、これを個別具体的に検討するには相当の時間を要するためである。

３　成人年齢引き下げの是非

(1)本問題におけるポイント

　そもそも、成人年齢を引き上げるか否かという議論の主な論点は選挙権年齢およびその他の参政権の年齢を引き下げるか否かという点であり、それに伴いその他の法律（民法、少年法など）の成人年齢を引き下げるかという論点につながる。

　というのも、成人年齢の引き下げを主張する論者も、反対する論者も、現行の成人年齢によって問題が生じているのは、あくまでも参政権の分野である、と考えているからである。

(2)具体的な賛成、反対意見

以上の背景を踏まえて、ここでは成人年齢引き下げに対する賛否を、成人年齢に関わる諸法律の観点から説明する。

a.選挙権年齢（公職選挙法）

・賛成意見

１諸外国は選挙権年齢を18歳以上としている国が多数。

２高校卒業後に2割以上が就労している中、納税者に選挙権を与えないのは不合理。

３少子高齢化のなかで、社会保障問題など若者の声をこれまで以上に反映させる必要がある。

・反対意見

１政治をより大衆迎合的にするおそれ

２若者の政治的関心の低さ

３民法や少年法規定との整合性

→選挙権の判断能力と民法上の判断能力が同一であるという主張。ただ、多くの学説は、民法の成年年齢と選挙権年齢は性質的に異なるため、理論上一致する必要はなく、場合によっては未成年者にも選挙権を与えることが憲法15条3項にいう普通選挙の理念に合致するところである、と主張している。

b.民法

・賛成意見

１国民投票法が18歳以上を投票権年齢と規定しているところ、これらとの整合性を図るべきである。（ほぼ上記理由に同じ）

２教育などで若者の自覚を促す

・反対意見

１消費被害拡大の恐れ

２少年法との整合性

c.少年法

・賛成意見

１相次ぐ少年犯罪の増加、凶悪化。

２公職選挙法の選挙権年齢を18歳以上に引き上げると、選挙違反が発生した際に刑罰を科せない恐れがある。（あくまでも公職選挙法の選挙権年齢が引き下げられたという前提）

・反対意見

１少年法の背景にある若年者の未熟性は18歳、19歳にも当てはまる。

２統計上少年犯罪の増加は見られない。

（3）論点の整理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 18歳以上に引き下げる論拠 | 据え置く論拠 |
| 若年者の能力 | ・教育基本法14 条において、政治的教養は、教育上尊重されなければならないとされ、選挙や議会審議の模擬体験等の効果的な教育も実施されており、判断能力は十分である。・高校卒業後に２割以上が就労している。 | ・日本の教育では、政治的な判断能力が養われていない。・若年者は国政に関する判断能力が十分でないので、政治を大衆迎合的なものにするだろう。 |
| 世界の大勢との関係 | ・世界の大勢が選挙権年齢を18 歳以上としている。・20 歳以上で据え置くならば、日本の若年者は国政に対する判断能力と関心が、諸外国と比べて劣ると誤解される可能性がある。 | ・なぜ世界の大勢に合わせなければならないのかが十分に明らかでない。・各国の法制は国情や民意によって異なるが、諸外国が引き下げた理由の一つである兵役義務又は志願は日本に存在しない。 |
| 国政への参加 | ・選挙権年齢を国民投票の投票権年齢と一致させる必要があるので、投票権年齢を18 歳以上とするならば、選挙権年齢を引き下げる必要がある。・選挙権年齢を引き下げて、若年者も年金問題に関する議論に加わる。 | ・投票権年齢、成年年齢、裁判員年齢、検察審査員年齢等を選挙権年齢に合わせる必要があるのかが十分に検討されていない。・引き下げても、18、19 歳の若年者人口が選挙権者全体の中で占める割合は２～３％程度にすぎない。 |

B　成年年齢引き下げに関する視点ごとの論拠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 18歳以上に引き下げる論拠 | 据え置く論拠 |
| 若年者の能力 |  | ・内閣府大臣官房政府広報室の世論調査によれば、18、19 歳の若年者の特徴として何が当てはまるか尋ねたところ、「社会人としての最低限の学力・知識を身に付けている」との回答は約24％、「自分自身で判断する能力が十分にある」は約20％、「経済的に自立している」は約６％にとどまっている。18、19 歳の若年者の能力は十分でないと見られていると言える。・社会人としての成熟が遅れており、成人になるのは35歳か40歳という印象である。・若年者に未成熟なまま責任を負わせるならば、自信や自立心を失う懸念や、貧困で生活に困り犯罪を行うおそれがある。 |
| 世界の大勢 | ・世界の大勢が成年年齢を18歳以上としている。 | なぜ世界の大勢と合わせなければならないのか十分に明らかでない。 |
| 他の年齢条項との整合性 | ・選挙権年齢を成年年齢と一致させる必要があり、選挙権年齢を18 歳以上に引き下げるならば、成年年齢を引き下げる必要がある。 | ・成年年齢を引き下げるならば、次に少年法の少年年齢等を引き下げることが懸念される。 |
| 引き下げによる社会参加 | ・成年年齢を引き下げるならば、18 歳以上の若年者が親の同意なく自由に契約もでき、社会参加をしやすくなる。 | ・若年者が十分な能力を有していないので、社会参加を促進することで問題が生ずる。 |

Ⅳ　ディベート論題

現在の日本において、参政権年齢を引き下げることは妥当であるか。

また引き下げるとしたら何歳が妥当であるか、参政権年齢引き下げにあわせてその他の成人年齢を引き下げるべきであるかについて論ぜよ。

Ⅴ　参考資料

総務省「国民投票制度」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin\_touhyou/

「日本国憲法の改正手続に関する法律　抄」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO051.html>

『主要国の各種法定年齢：選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯の中心に』佐藤令、2008

憲法調査会事務局 宮下茂「選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引き下げ問題｣

民主党政策調査会「成年年齢引き下げに関する論点整理｣